

地域活用型学校を学校教育という観点からの

再検討を求める請願

【請願の要旨】

まちだの教育3月3日学校統合第6号で、多様な人々が学校につどい、活動や交流をする地域の活動拠点とする地域活用型学校の取り組みを進めています。

町田市教育委員会に「地域活用型学校」について質問し、更に情報公開により確認したところ、「全ての学校施設を地域活用型学校にする」との回答です。

文部科学省の指導によるものではなく、町田市独自の取り組みで東京都内、他自治体で取り組んでいるところはないということです。

「地域活用型学校」という名称は、だれが、なにを、何のために「活用」するのかがあいまいであります。学校のあり方を変質させてしまいかねません。

学校施設は、「学校施設の確保に関する政令第3条」によれば、学校が学校教育の目的に使用する場合を除く外、使用してはならないとされています。

「新たな学校づくり」第1期で整備する5校の都市計画法上の用途地域を、学校用地から特別用途地区の指定を行い、用途地域を変更し「地域活用型学校」をつくろうと進めていることは、学校教育以外に使うためと考えざるを得ません。

1. 今まで学校の体育館や校庭などの施設は無料で開放されていました。地域の野球チーム・バスケットボールチーム・ママさんバレー・子供会活動・少年団活動等に使われてきました。

「地域活用型学校」とどのように違うのか、町田市教育委員会へ質問した回答では、普段から地域のイベントや会議に使える。

学習や創作活動など、子どもが放課後にできる活動を増やす。

コンテンツの提供、参加料金は外部講師への謝礼金や材料費等の実費相当額を徴収する。事業者が講座やイベント等を企画し、大人も含めた地域住民に提供する。などでした。

学校教育施設において目的の異なる使い方です。市民生活の拠点づくりといいつつも有料になることによって、事業者が儲けることになります。お金のある人と無い人の格差を生み出します。

学校は公平でなくてはいけません。学校は学校教育の目的以外に使用してはならないとしているのです。

2. 2024年6月26日の地方自治法改定で、特定の地域共同活動団体を市町村長が指定できる仕組みが導入できるようになりました。指定された団体には業務を委託できることや、財産を当該団体に貸し付けることが可能とされています。財政的な考え方で学校に公共施設を肩代わりさせるのではなく、今ある市民センターや公民館、図書館、美術館、博物館などを充実させるべきであり、学校施設を使う地域協同の拠点にはしないでください。

学校は子どもたちの学びの場であり、子どもたちのものです。

3. 防火・防犯上も問題があります。「セキュリティに配慮し、区画はシャッターや扉等で変更可能」としていますが、コミュニティルームなどをつくり、コミュニティースクール活動によって、不特定多数の人が出入りします。今までの施設安全対策の構築されたものが崩れてしまいます。子供たちの安全が守られるのでしょうか？

4. 「地域活用型学校」でのコンテンツ（英会話塾・フットサル塾など）の提供や、「地域共同活動団体」の業務委託・財産の貸付など、民間企業が施設を借りて営業が出来るようになります。学校施設を変質させようとしています。

この政策には、町田の子どもたちをどのように育てるか、子どもの成長や発達にどのような影響があるか、学校の教育活動への影響はないのか、一切検討されていません。学校は公共施設であると同時に教育機関です。子どもの教育に真剣に向き合って検討していただきたいと思います。

【請願項目】

「地域活用型学校」を学校教育という観点からの再検討を求めます。